

信州黄金シャモ飼育の統一基準

19 畜第 348 号

平成 19 年 9 月 3 日

1 一般の飼育管理

(1) 特定 J A S 規格を上回る生産方式

ア 飼育期間：ふ化日から 120 日間以上

イ 飼育方法：平飼い飼育

ウ 飼育密度：28 日齢以降 1 m²当たり 5 羽以下

(2) 他品種との混飼禁止

2 給与飼料

ふ化後 3 週齢までは粗たんぱく質 (CP) 20.5% 以上、代謝エネルギー (ME) 3,000kcal/kg 以上、3 週齢以降は粗たんぱく質 (CP) 16.5% 以上、代謝エネルギー (ME) 3,000kcal/kg 以上の配合飼料

3 衛生管理

(1) サルモネラ検査

家畜保健衛生所による導入 1 カ月以降のロット毎の排せつ便及び環境材料 (塵埃等) をサンプルとした検査の実施

(2) 伝染性疾病及び人獣共通感染症対策

家畜保健衛生所の指導に基づく徹底した防疫対策の実施

4 トレーサビリティ

(1) 生産履歴情報の保存

管理日誌、飼養管理記録、飼料給与メニュー、疾病発生、投薬歴

(2) 出荷情報の保存

出荷 (成鶏、鶏肉) の出荷日、出荷先毎に、出荷年月日、出荷先、出荷羽数・重量

2 の「給与飼料」については平成 19 年 10 月 1 日から運用するものとする。